

令和 5 年度 第 1 回 清須市国民健康保険運営協議会以後の質問及び回答

1.他市の保険税率と、県より示されている他市の保険税はどの程度か？

令和 5 年度の愛知県市町村税率表 資料 1 (別添 1)

仮係数における市町村別税率表 資料 1 (別添 2・3)

2.標準収納率はどのように示されていますか？また本市の収納実績は？

被保険者 1 万～5 万人の自治体の場合

愛知県国保運営方針		本市実績	方針との差	
第 1 期	平成 30 年度	94.00%	93.29%	▲0.71%
	令和元年度	94.50%	92.92%	▲1.58%
	令和 2 年度	95.00%	93.00%	▲1.96%
第 2 期	令和 3 年度	95.00%	92.99%	▲2.01%
	令和 4 年度	95.00%	92.62%	▲2.38%
	令和 5 年度	95.00%	93.03%(予)	▲1.97%
第 3 期	令和 6 年度	95.20%	92.72%(予)	▲2.48%
	令和 7 年度	95.40%		
	令和 8 年度	95.60%		

3.被保険者が減少していますが、1 万人を下回ると標準収納率は変わりますか？

被保険者 1 万人未満では、R6 : 96.20%、R7 : 96.40%、R8 : 96.60%となり、1 万人以上に比べ、1%増えます。

4.収納率が不足していると、赤字の解消ができないということですか？

県に収める事業納付金は、標準税率で、標準的な収納率を確保すると納めることができることされており、収納率により納付金を確保できない場合は、標準税率以上の税率に設定する必要があります。